

～安心な地域を目指して～

育てよう市民後見人

平成26年

開催日

3月20日 木

参加費
無料

▶13:30～16:30(開場13:00～)



玉村町マスコットキャラクター
たまたん

会場 玉村町文化センター(小ホール)

第1部

基調講演

「暮らしを支える
成年後見制度」

～品川後見センターの取り組みから～



講師

品川区社会福祉協議会

品川成年後見センター 所長 齋藤 修一 氏

第2部

パネルディスカッション

「人と人とをむすび、
地域をむすぶ市民後見活動」

参加者

玉村町、NPO法人等の関係者を予定

申し込み

不要、直接会場へお越し下さい

問い合わせ

玉村町地域包括支援センター
☎0270-64-7721

NPO法人ウェルサポートぐんま
☎0270-75-1436

主催：玉村町

運営：一般社団法人後見人サポート機構／NPO法人ウェルサポートぐんま

後援：群馬県

開催の趣旨

玉村町では、平成23年度から国の市民後見推進事業に取り組み、市民後見人の養成などを行ってきました。この取り組みが今年度で3年目を迎えることから、成果の確認と今後の推進方法を見直すために、講演会とパネルディスカッションを開催し、ご来場者の皆様に市民後見人の必要性を理解して頂きたいと思っています。そして、「市民がお互いに支え合う安心・安全な地域づくり」に多くの皆様にご協力していただけますよう、心よりご来場をお待ちしております。

市民後見人とは

認知症その他精神上の障害により判断能力が不十分な人のために、親族及び弁護士や 司法書士など資格を持つ専門職に代わり、地域の一般市民が本人に代わって介護・医療等の契約や財産管理をする第三者後見人。

市民後見人の主な基礎要件として、①必要な基礎知識・技術、②社会規範、③倫理性が挙げられています。

玉村町の現状

■ 人口	37,149人(26/1現在)
■ 65才以上の人口	7,068人(26/1現在)
■ 高齢化率	19.0%(26/1現在)
■ 要支援認定者数	351人(26/1現在)
■ 要介護認定者数	896人(26/1現在)
■ 身体障害者数	973人(25/4現在)
■ 知的障害者数	201人(25/4現在)
■ 精神障害者数	123人(25/4現在)

会場の案内図（文化センター）



市民後見人養成講座 を開催します

《市民後見推進事業》(厚生労働省老健局補助事業)

成年後見制度の担い手として社会的関心が高まっている、『市民後見人』の養成講座を開催します。

認知症や知的・精神的障害により、判断能力が低下したことによる社会的弱者の権利をサポートする「成年後見制度」の担い手に、市民としての『あなた』を歓迎します。

◇内 容

*成年後見制度の理解・市民後見人の活動・申し立ての実務・後見活動について

◇開催日(2014年)

*座学5回(毎回 受付=8:45~9:10、講座=9:15~16:45)

- ・1月18日(土) ・1月19日(日)
- ・2月15日(土) ・2月16日(日)
- ・3月 8日(土)

*地域実習 20時間(高齢者宅等への同行訪問、高齢者向け施設等に訪問し交流、市民後見活動の実習、などを予定しています)

- ・1月~3月に、3~4日間で実施。

◇会 場(座学)

*玉村町文化センター 視聴覚室
(玉村町福島325 TEL0270-65-1110)

◇定 員

*50名

◇受講料

*無料

◇対象者(受講要件)

- *原則として、全ての講座に参加できる方。
- *市民後見人として活動する意欲のある方、又は親族後見人として活動しているか活動予定の方、ご自身の知識として後見制度を勉強し地域活動で役立てたい方。

◇主催・運営

- *主 催：玉村町
- *運 営：NPO法人ウェルサポートぐんま、一般社団法人後見人サポート機構

◇申込み・問い合わせ

*申込用紙に必要事項を記入のうえ、平成26年1月10日までに郵送またはファックス、メールでお申し込みください。

*宛先

- ・NPO法人ウェルサポートぐんま 〒370-1132 玉村町下新田1023-6
- ・TEL/FAX 0270-75-1436
- ・E-mail wsg@ark.ocn.ne.jp

◆高齢者も障がい者も安心して暮らしていくために

あなたの一歩が求められています!

受講申し込みについて

- ◇下記「受講申込書」に記入しお申し込みください。
- ◇講座欠席者には、DVD視聴によるレポート提出を求める予定です。
(一部自己負担をお願いします)
- ◇全カリキュラムを終了した受講者には、玉村町発行の修了証をお渡しします。
- ◇本講座は、厚生労働省補助事業と、玉村町の支援事業として実施します。
- ◆定員の関係上、受講証の送付をもって受講の承認といたします。

《 受講申込書 》

(ふりがな) お名前		年齢	歳
		性別	男・女
ご住所	(〒 -)		
ご連絡先	電話：	FAX：	
	mail：		
ご職業・ 所属団体			
本講座の 受講動機	1・市民後見人として活動したい 2・親族後見人であり、又はなる必要があり活用したい 3・自身の知識として習得したい		
本講座への 意欲や・期待を 自由に お書き下さい			

『宛先』 NPO法人ウェルサポートぐんま

FAX：0270-75-1436

mail：wsg@ark.ocn.ne.jp

玉村町市民後見人養成講座日程(厚労省モデル事業)

1 講義 20コマ(1コマ:90分)30時間

年	月	日	曜日	時間帯	研修内容	テキスト	担当講師	場所	備考	
26	1	18	土	1	9:15 ~ 10:45	受講生スピーチ 市民後見概論	第1章P18~50	東京大学政策ビジョン研究センター学術支援専門員	文化センター 視聴覚室	
				2	11:00 ~ 12:30	行政の役割・責任				
				休憩						
				3	13:30 ~ 15:00	成年後見概論	第3章P104~132			行政書士
		4	15:15 ~ 16:45	成年後見制度各論Ⅰ	第3章P133~152	行政書士				
		1	9:15 ~ 10:45	成年後見制度各論Ⅱ		行政書士				
		2	11:00 ~ 12:30	成年後見制度の事例と課題	行政書士					
		休憩								
	3	13:30 ~ 15:00	任意後見制度	第3章P153~158	行政書士					
	4	15:15 ~ 16:45	任意後見制度の事例と課題		東京大学政策ビジョン研究センター特任専門職員					
	3	1	土	1	9:15 ~ 10:45	関係制度・法律Ⅳ(社会資源・地域の現状)		町職員(高齢政策係)・NPO法人ウエルサポートぐんま	保健センター 会議室(1F)	2/16 代替
				2	11:00 ~ 12:30	関係制度・法律Ⅱ(障がい者施策)	第5章P228~255	町職員(社会福祉係)		
				休憩						
				3	13:30 ~ 15:00	関係制度・法律Ⅲ(生活保護・保険・年金等)	第5章P258~277	県職員(中部福祉事務所)及び町職員(住民課)		
		4	15:15 ~ 16:45	関係制度・法律Ⅰ(介護保険制度・高齢者施策)	第5章P190~227	町職員(介護保険係・高齢政策係)				
		2	日	1	9:15 ~ 10:45	民法の基礎～財産法・家族法～	第4章P160~188	行政書士		2/15 代替
2				11:00 ~ 12:30	成年後見の実務Ⅰ(申立、選任前)	第10章P320~329	行政書士			
休憩										
3				13:30 ~ 15:00	成年後見の実務Ⅱ(選任後～)	第10章P330~335	行政書士			
4		15:15 ~ 16:45	市民後見活動の実際～現役市民後見人の実践～	第7章P293	NPO法人成年後見センターさいたま					
8		土	1	9:15 ~ 10:45	対象者理解～高齢者・障がい者～	第2章P52~102	東京大学政策ビジョン研究センター学術支援専門員	文化センター 視聴覚室		
			2	11:00 ~ 12:30	対人援助の基礎	第8章P295~304				
	休憩									
	3		13:30 ~ 15:00	課題演習		東京大学政策ビジョン研究センター特任専門職員				
4	15:15 ~ 16:45	確認テストと受講生スピーチ		東京大学政策ビジョン研究センター						
26	3	15	土	9:30 ~ 16:30	収録講義を上映 ※講座欠席者を対象		ばる和室	補講		
		16	日	9:30 ~ 16:30		保健センター 和室(2F)				
		17	月	9:30 ~ 16:30						

2 地域実習(20時間)

年	月	日	曜日	時間帯	内容	施設等	備考
26	2~3				<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・包括、ケアマネ、社協と高齢者宅等への同行訪問 ・後見人との同行訪問 ・デイサービスや特別養護老人ホーム、障害者支援施設等を訪問しての交流活動 ・家庭裁判所への訪問 ・レポート作成 などを組み合わせたの実習 	<ul style="list-style-type: none"> デイサービスセンター(社会福祉協議会) 障害者施設(社会福祉協議会) 老人保健施設(医療法人樹心会) 地域包括支援センター(町) NPO法人ウエルサポートぐんま 	

～自治体担当研修内容(参考)～

介護保険制度/介護保険以外の保健福祉施策
 高齢者虐待防止法/障害者施策
 障害者虐待防止法/生活保護制度
 公的医療保険制度/年金制度/税務申告制度 など